

## 銀雀山漢簡『為国之過』の全体構成とその特質

草 野 友 子

### 要 旨

本稿は、中国の新出土文献「銀雀山漢墓竹簡」(以下、銀雀山漢簡)の「論政論兵之類」に分類される『為国之過』を取り上げ、その文献的特質を考察するものである。

銀雀山漢簡は、1972年に出土した竹簡であり、その内容は主に古代兵書である。全容は三分冊によって公開されることが予告されていたが、『孫子兵法』『孫臏兵法』などを収録した『銀雀山漢墓竹簡(壹)』の刊行後、続巻の刊行が中断した。

しかし、2010年になってようやく『銀雀山漢墓竹簡(貳)』が刊行された。第二輯において公開された『為国之過』は、国を治める際の過失について、簡条書き風に説かれている文献である。そこには、国家の存亡、君主・臣下・民の相互関係、戦争時における対策などについて具体的に書かれており、その理想と現実とが述べられている。

本稿では、『為国之過』の内容を確認した上で、その全体構成と本文献的特質を明らかにしていきたい。

キーワード：銀雀山漢墓竹簡、『為国之過』、「論政論兵之類」、政治、兵法

### はじめに

本稿は、中国の新出土文献「銀雀山漢墓竹簡」(以下、銀雀山漢簡)の「論政論兵之類」に分類されている文献『為国之過』を取り上げ、その文献的特質を考察するものである。

参考までに、以下、銀雀山漢簡について紹介しておこう。

1972年、山東省臨沂<sup>りんぎ</sup>県の銀雀山から前漢初期の墓が発見され、その副葬品の中に大量の竹簡が含まれていた。これが銀雀山漢簡である。銀雀山漢簡は民間人によって発見され、手荒く発掘・搬出されたため、竹簡の損傷が激しく、多くが断裂した<sup>1)</sup>。その後の整理・解読の結果、竹簡の総数は約7500枚、そのうち文字が確認できる竹簡は約5000枚であった。字体は隸書に属し、前漢の文帝・景帝の頃から武帝初期に至るまでに書かれたものと推定されている。その内容は、主に『孫子兵法』『孫臏兵法』『尉繚子』『六韜』『守法守令等十三篇』などの古代兵書であり、また『晏子』『管子』や、陰陽雜占などの佚書も含まれていた。兵書を多く所有していたことから、墓主は軍事家であったと推定されている。

銀雀山漢簡の中でとりわけ注目を集めたのは、『孫子兵法』と『孫臏兵法』であった。中国最古の図書目録である『漢書』芸文志の兵權謀家類には、「呉孫子兵法」と「斉孫子兵法」の二種の「孫子兵法」が記録されている。しかし、伝えられてきたのは『孫子』十三篇のみであり、その全容や二種の「孫子兵法」の関係性については謎に包まれていた。

現行本『孫子』十三篇は、春秋時代の呉の孫武に関わる兵書なのか、戦国時代の齊の孫臏に関わる兵書なのか、後人が偽作したものなのか、といった疑問が長らく持たれてきた。呉の孫武については、その存在自体が疑われていたため、孫臏に関わる兵書とする説や後人偽作説が支持されてきた<sup>2)</sup>。

ところが、銀雀山漢簡『孫子兵法』『孫臏兵法』の発見によって、その状況は一変する。銀雀山漢簡『孫子兵法』は、現行本『孫子』十三篇とほぼ対応する内容を含む兵書であり、一方、銀雀山漢簡『孫臏兵法』は齊の孫臏に関わる兵書であることが明らかになったのである。

孫臏については、孫武の百年後の末裔とされているが、伝記がわずかに残るだけで、その詳細は不明であった。銀雀山漢簡『孫臏兵法』の発見は、『孫子』との関係と、孫臏の兵法の実態を知る上で有力な手がかりを提供したのである。銀雀山漢簡『孫臏兵法』には、「孫子」すなわち孫臏と、齊の威王や齊の將軍田忌との問答が記されている。その内容は、孫武の兵法の特質を引き継ぎつつ、戦国時代という時代を反映した兵法が展開されている。また、『孫臏兵法』陳忌問墨篇には、「明之呉越，言之於齊。曰智孫氏之道者，必合於天地。孫氏者，……（之を呉越に明らかにし，之を齊に言う。曰く，孫氏の道を智る者は，必ず天地に合す。孫氏なる者は，……（※以下，竹簡が欠損））」という記述があり，ここで言う「孫氏の道」とは，孫武以来の兵法が「孫氏」の家学として継承されてきたことを示すものであった<sup>3)</sup>。

このように、銀雀山漢簡『孫子兵法』『孫臏兵法』の発見は、現行本『孫子』十三篇の成立事情と『孫臏兵法』の実態を解明する大きな要因となり、中国思想史研究に大きな影響を与えた。ただし、銀雀山漢簡の公開状況については複雑な経緯をたどる。

銀雀山漢簡は、まず、1975年に『孫子兵法』『孫臏兵法』（銀雀山漢墓竹簡整理小組編，文物出版社）として刊行され、積文と竹簡の写真図版が公開された。その後、修訂・再編を経て、1985年に『銀雀山漢墓竹簡（壹）』（銀雀山漢墓竹簡整理小組編，文物出版社）が刊行された。ここには、『孫子兵法』『孫臏兵法』『尉繚子』『六韜』『守法守令等十三篇』『晏子』の積文と竹簡の写真図版が収録されている。本書は三分冊によって公開されると予告されていたため、第一輯に収録されなかった文献についても引き続き公開が進むと考えられていた。しかし、この第一輯の刊行以降、公開が中断することとなる<sup>4)</sup>。

そして2010年、ようやく『銀雀山漢墓竹簡（貳）』が刊行された。第二輯は「佚書叢殘」として、「論政論兵之類」50篇、「陰陽・時令・占候之類」12篇、「其他」13篇の大きく三部に分けて構成されている。中には、1975年版の『孫臏兵法』において、『孫臏兵法』の一部として公開されていた文献も含まれている<sup>5)</sup>。また、「論政論兵之類」のうち、はじめに配列されている12篇は、第三輯に収録予定の「篇題木牘」に篇題が見える文献である。

最終巻となる第三輯には「篇題木牘」，「散簡」（篇題が不詳の残簡），「元光元年曆譜」が収録される予定であるが、刊行時期は現時点では未定である。従って、「篇題木牘」の実物の写真図版を見ることはできない。ただし、各文献の積文に付されている注釈に、「篇題木牘」に

関することが書かれているため、おおよその内容を知ることができる。

本稿では、第二輯に収録されている「論政論兵之類」のうち、『為国之過』を取り上げる。前述の通り、銀雀山漢簡は、発掘当時に手荒く搬出されたため、竹簡が欠損しているものが多く、通読しがたい文献も少なくない。その中で、『為国之過』は大部分が現存しているため、おおむね通読が可能である。

そこで、まず『為国之過』の全体の積読を行い、その内容を確認する。そして、本文の全体構成とその特質を明らかにしていきたい。

なお、近年、武漢大学簡帛研究中心「簡帛網」(<http://www.bsm.org.cn/>)や「復旦大学出土文献与古文字研究中心」(<http://www.gwz.fudan.edu.cn/>)など、インターネットを介して研究論文が発表されることが多くなってきているが、2010年9月現在、『為国之過』についての先行研究は発表されていないため、第二輯の積文をもとに積読を行う。

## 1. 『為国之過』積読

銀雀山漢簡『為国之過』は、竹簡全35簡。簡長は約27.5cm、三道編綫。「為国之過」という篇題が書かれた竹簡が冒頭に配置されており、また第三輯に収録予定の「篇題木牘」にもその名称が見える。本文は、「国を為<sup>おさ</sup>むるの過<sup>あやま</sup>ち」、すなわち国を治める際の過失について、簡条書き風に書かれたものである。

まず、原文・訓読・和訳を掲げてみよう。【 】内は竹簡の欠損箇所を整理小組が補った部分であり、筆者はそれぞれの文字が適切であると判断し、それを踏まえて積読した。一〇四四・一〇四五などの漢数字は竹簡番号。□は竹簡の欠字、……は竹簡が断裂し、その部分が欠損していることを示す。原文の（ ）内の文字は、直前の文字の読み替えを指し、訓読ではそれを反映させて読み下している。竹簡の冒頭には、節を分ける「・」の符号が存在し、続いて一から十五までの数字が付けられている。和訳の中の（ ）は直前の語句を解説したもので、〔 〕は文脈を明らかにするために筆者が補ったものである。

### 《原文》

為国之過<sup>一〇四四</sup>

- 【・一】、為国之過。欲下之尚（上）合，民之尚（上）親也，而法令不行，其下易得而進也，易得【而退】<sup>一〇四五</sup>也，其民易得而利，易得而害也。故其下无道尚（上）合，民无道尚（上）親。<sup>一〇四六</sup>
- ・二、為国之過。欲士之用，民之固也，而国利所在失宜。故其士无以□<sup>一〇四七</sup>……
- 【・三、為国之過】。欲民之易牧也，不定国風，而欲徒以名数・闌（連）伍・刑罰牧之。故其民<sup>一〇四八</sup>……数，滕（遯）伍，行姦，避事<sup>一〇四九</sup>……

- 四、為國之過。欲民之和勸，不可与慮它也，而民无恃上之心，不固而輕變。故其民<sup>一〇五〇</sup>易動，可与慮它。<sup>一〇五一</sup>
- 五、為國之過。欲士卒之輯睦（睦）□□也，而其勞佚人也不等，等<sup>6)</sup>進<sup>一〇五二</sup>……不如无弁，賞罰不信，功不貴，勞不利。故其士卒以遠適（敵）去危避勞為故，其吏便以為<sup>一〇五三</sup>重利。<sup>一〇五四</sup>
- 六、為國之過。欲國之富，有大事可以持久也，而以厚使。厚使則民相隔。民相隔也，則所有<sup>一〇五五</sup>□物見者病，匿者利。所有□物見者病，匿者利，則損於田疇，損於畜長<sup>7)</sup>，損於樹蕪（芸），損於蓄積，損於器<sup>一〇五六</sup>□。五者曲損，則國貧，有大事不可以持久，其吏便以為重利<sup>一〇五七</sup>。
- 七、為國之過。欲吏之母穫民利也，而其所以使民之執（勢）易姦也，不可以応大事，<sup>一〇五八</sup>有大事必媮（畏），其吏便以為重利。<sup>一〇五九</sup>
- 八、為國之過。欲其吏大夫之母進退禁令以相為，毆（驅）以為重利也，而无以審其吏治之<sup>一〇六〇</sup>失。故其吏大夫多進退禁【令以】相為，毆（驅）以為重利。<sup>一〇六一</sup>
- 九、為國之過。欲吏之廉忠毋【□】官也，欲民之母行姦要利也，而无以論其吏大夫之士非<sup>一〇六二</sup>士。故其吏大夫多不矜（矜）節，民多姦。<sup>一〇六三</sup>
- 十、為國之過。欲下之尽知（智）渴（竭）能也，而无数以知合与不合，中与不中。故其下无道<sup>一〇六四</sup>為上尽知（智）渴（竭）能。<sup>一〇六五</sup>
- 【• 十】一、為國之過。欲國之治強也，而其所貴非君之所以尊也，其所富非國之所以富<sup>一〇六六</sup>也。故其國乱弱。<sup>一〇六七</sup>
- 十二、為國之過。欲國德之及遠也，而驕其士曰，「士非我无道貴富。」其士驕其君曰，「國<sup>一〇六八</sup>非士无道安強。」其君至於失國而不悟（悟），其士至於飢寒而不進。上下不合，國德无<sup>一〇六九</sup>……
- 十三、為國之過。其所欲与其端計相趨（詭）也。何以言之。以城量財物以易其國，端計<sup>一〇七〇</sup>无予者，而人君之所以歸（侵）民者之為財物也不央，如以城量之，而人君以忘（亡）其國。故其<sup>一〇七一</sup>……
- 十四、為國之過。欲有國之長久也，而不務其所以取尊安於民。万民之有君而共<sup>一〇七二</sup>尊之安之也，求得治焉也。夫君万民而以豨畜之，故其<sup>一〇七三</sup>……
- 十五、為國之過。欲有國之長久也，而行速失之道。其所以然，務過也。何謂務過。聖<sup>一〇七四</sup>王明君之為國也，務不可奪。夫不可奪，故人莫之務取。失國者之為國也，不務<sup>一〇七五</sup>不可奪，而務察奪，不<sup>一〇七六</sup>……□守戰。何謂不可奪。聖王明君之為國也，下尚（上）合，民尚（上）<sup>一〇七七</sup>親，孰能取之。<sup>一〇七八</sup>

## 《訓読》

## 国を為むるの過ち

- ・一、国を為むるの過ち。下の上に合し、民の上に親まんと欲するも、而れども法令行われず、其の下は得て進み易く、得て退き易く、其の民は得て利し易く、得て害し易きなり。故に其の下は道りて<sup>9</sup>上に合する無く、民は道りて上に親しむる無し。
- ・二、国を為むるの過ち。士の用、民の固を欲するも、而れども国利の在る所は宜を失す。故に其の士は□を以て…無く……
- ・三、国を為むるの過ち。民の牧い易きを欲するや、国風<sup>9</sup>を定めずして徒に名数<sup>10</sup>・連伍<sup>11</sup>・刑罰を以て之を牧わんと欲す。故に其の民……数、伍を遯れ、姦を行い、事を避け……
- ・四、国を為むるの過ち。民の和して勸み、与に它を慮うべからざらんと欲するも、而れども民は上を恃むの心無く、固からずして軽しく変ず。故に其の民は動き易く、与に它を慮うべし。
- ・五、国を為むるの過ち。士卒の輯りて睦ましく□□と欲するも、而れども其の人を勞佚せしむるは等しからず、等進……弁ずること无きに如かず、賞罰信ならず、功貴ばれず、勞利ならず。故に其の士卒は敵を遠ざけ危うきを去り勞を避くるを以て故<sup>12</sup>と為し、其の吏は便ち以て重利<sup>13</sup>を為す。
- ・六、国を為むるの過ち。国の富、大事有りて以て持久すべからんと欲するも、而れども以て使を厚くす<sup>14</sup>。使を厚くすれば則ち民相い隔たる。民相い隔たるや、則ち有つ所の物見す者は病い、匿す者は利す。有つ所の□物見す者は病い、匿す者は利すれば、則ち田疇に損い、畜長に損い、樹芸に損い、蓄積に損い、器□に損う。五者曲に損えば、則ち国は貧しく、大事有るも以て持久すべからず、其の吏は便ち以て重利を為す。
- ・七、国を為むるの過ち。吏の民利を獲ること母からんと欲するや、而れども其の民を使う所以の勢姦れ易く、以て大事に応ずべからず、大事有るも必ず畏れ、其の吏は便ち以て重利を為す。
- ・八、国を為むるの過ち。其の吏大夫の進退禁令以て相い為し、驅して以て重利を為すこと母きを欲するや、而れども以て其の吏の治の失を審らかにする無し。故に其の吏大夫多く進退禁令以て相い為し、驅して以て重利を為す。
- ・九、国を為むるの過ち。吏の廉忠にして□官母きを欲し、民の姦を行い利を要むること母からんと欲するも、而れども以て其の吏大夫の士と士に非ざるとを論ずる無し。故に其の吏大夫節を矜らざること多く、民姦ること多し。
- ・十、国を為むるの過ち。下の智を尽くし能を竭くさんと欲するも、而れども数しば以て合うと合わざると、中たると中たらざるとを知る無し。故に其の下道りて上の為に智を尽くし能を竭くす無し。
- ・十一、国を為むるの過ち。国の治強なるを欲するも、而れども其の貴ぶ所は君の以て尊ぶ

所に非ず、其の富む所は国の以て富む所に非ざるなり。故に其の国は乱れ弱る。

- 十二、国を為むるの過ち。国徳の遠きに及ばんと欲するも、而れども其の士に驕りて曰く「士の我に非ざれば道りて貴富なる無し」と。其の士は其の君に驕りて曰く「国の士に非ざれば道りて安強する無し」と。其の君は国を失うに至るも悟らず、其の士は飢寒に至るも進まず。上下合せず、国徳……無く……
- 十三、国を為むるの過ち。其の欲する所と其の端計<sup>15)</sup>と相い詭<sup>たが</sup>うなり。何を以て之を言わん。城を以て財物を量りて以て其の国を易<sup>おき</sup>むれば、端計もて予<sup>わた</sup>する无き者なるも、而れども人君の民を侵す所以の者の財物を為すや央<sup>つ</sup>きず。如し城を以て之を量れば、而ち君以て其の国を亡ぼす。故に其れ……
- 十四、国を為むるの過ち。国を有つの長久なるを欲するも、而れども其の民を尊安するに取る所以を務めず。万民の君有りて共に之を尊び之を安んずるや、求めて焉<sup>こゝ</sup>を治むるを得るなり。夫れ万民に君たりて狼を以て之を畜い、故に其れ……
- 十五、国を為むるの過ち。国を有つの長久なるを欲するも、而れども速失の道を行う。其の然る所以は、過に務むるなり。何をか過に務むると謂わん。聖王明君の国を為むるや、奪うべからずを務む。夫れ奪うべからざるが故に人 之を取るに務むる莫し。国を失する者の国を為むるや、奪うべからざるに務めず、而して奪うを察するに務め、不……□守戦。何をか奪うべからずと謂わん。聖王明君の国を為むるや、下 上に合し、民 上に親しみ、孰れか能く之を取らん。

## 《和釈》

### 国を治める際の過失

- 一、国を治める際の過失。下位者が上位者に合わせること、民が上位者に親しむことを望んでいても、しかし〔実際には〕法令が行われておらず、その下位者は進みややすく、また退きやすく（上位者の言うことを聞かず勝手気ままに行動し）、その民は利益を得やすく、損害も受けやすい。だからその下位者はそうした理由から上位者に合わせるものがなく、民はそうした理由から上位者に親しむことがない。
- 二、国を治める際の過失。士の適切な使役や、民の安定を望んでいても、しかし〔実際には〕国家の利益を当てる際に宜しきを失している（正しく用いていない）。だからその士は□をもって…なく……
- 三、国を治める際の過失。民が養いやすいことを望んでいても、しかし〔実際には〕国の教化を定めなくて、いたずらに名数（戸籍）・連伍（行政区画に基づく人口配置）・刑罰だけでこれ（民）を養おうとする。だからその民は……数、五家を逃れ、姦淫を行い、事を避け……
- 四、国を治める際の過失。民が和睦して一体となってすすみ、ともに他の（余計な）こと

を思わないようにしたいと望んでいても、しかし〔実際には〕民は上を信頼する心を持たず、安定せずに軽々しく変わってしまう。だからその民は動きやすく、ともに他のことを考えるようになる。

- 五、国を治める際の過失。士卒が一致団結して□□することを望んでも、しかし〔実際には〕その人を労役させることが同じでなく、等進……議論しないことに及ばず、賞罰は信用されず、功績はたっとばれず、労役した人は利益がない。だからその士卒は敵を遠ざげ危険を取り払い労役を避けることを行い、その吏はたちまち利益を得ようとする。
- 六、国を治める際の過失。国が豊かに富み、国家の重大な事件（戦争）があっても長く持久することができるように望んでいても、しかし〔実際には〕労役を重くしている。労役を重くすれば民は〔為政者から〕距離を置くようになる。民が距離を置くようになれば、所有する□物を示す者は損害を受け、隠す者は利益を得る。所有するものを示す者は損害を受け、隠す者は利益を得れば、田地に損失があり、家畜の成長に損失があり、樹木（植物資源）に損失があり、蓄積（備蓄）に損失があり、器□に損失がある。五者がことごとく損失すれば、国は貧しく、国家の重大事があったときにも持久することができず、その吏はたちまち多くの利益を得ようとする。
- 七、国を治める際の過失。吏が民の利益を収奪することがないことを望んでいても、しかし〔実際には〕民を使う体勢は乱れやすく、そうして大事に対応することができず、大事があっても必ず恐れ、その吏はたちまち多くの利益を得ようとする。
- 八、国を治める際の過失。その吏の長官が〔勝手気ままな〕進退や禁令を行って、自らが真っ先に多くの利益を得ようとするすることがないように望んでいても、しかし〔実際には〕その吏の長官の統治の過失を明らかにしていない（明確に把握していない）。だからその吏の長官は勝手気ままな進退や禁令を行って、我先にと多くの利益を得ようとする。
- 九、国を治める際の過失。吏が心正しく□官がないことを望み、民が乱れた行動をしたり利益を求めることがないように望んでいても、しかし〔実際には〕その吏の長官が正しい士であるかそうではないかには論及していない。だから吏の長官は節度を守らないことが多く、民は乱れることが多い。
- 十、国を治める際の過失。下位者が智慧を尽くし能力を尽くそうとすることを望んでいても、しかししばしば合っているものと合っていないものと、的中しているものと的中していないものとを知らない（能力を把握していない）。だからその下位者はそういう理由から上位者のために智慧を尽くして能力を尽くすことがない。
- 十一、国を治める際の過失。国の統治が強固であることを望んでいても、しかし〔実際には〕その〔君主の〕たつとぶ対象は〔本来〕君主がたつとぶべき対象とは異なり、その富とする対象は国の富とする対象とは異なっている。だからその国は乱れ衰える。
- 十二、国を治める際の過失。国の徳が遠くに及ぶことを望んでいても、しかしその士に

驕って言う「士というものは我（君主）がいなければ地位が高く財物が豊富であることはできない」と。その士はその君主に驕って言う「国は我々士がいなければ安泰で強力な国であることはできない」と。その君主は国を失うに至っても悟らず、その士は飢寒に至っても前に進もうとしない。上下は合せず、国徳……なく……

- ・十三、国を治める際の過失。その望む所と端計（本来の計画）が互いに異なっている。どういふことを言っているのか。城〔の規模〕によって財物を量ってその国を治めれば、端計を私的にする者はいなくても、人君が民を侵すという状況が財物でもってなされる（民から収奪する）ということが尽きない。もし城〔の規模〕によってこれを量れば、君主はその国を亡ぼしてしまう。だからそれ……
- ・十四、国を治める際の過失。国を保有することが長く久しいことを望んでいても、しかし〔実際には〕その民から尊敬され安心されるように努力していない。万民が君主を共に尊敬し安心する〔という状態になる〕のは、求めてこれ（民）を治めているからである。万民の君としてしっかりとこれ（民）を養い、故にそれ……
- ・十五、国を治める際の過失。国を保つことが長く久しいことを望んでいても、しかし〔実際には〕速やかに〔国を〕失う道を行っている。そうなる理由は、過失に務めるからである。何を過失に務めると言うのか。聖王明君が国を治めると、〔他国から〕奪わないことに務める。奪ってはいけぬから人がその国を取ろうとするのに務めることはない。国を失う者が国を治めると、奪えないようにすることに務めず、奪う時機を察するように務め、不……□守戦。何を奪ってはいけぬと言うのか。聖王明君が国を治めると、上下が和合し、民が上に親しみ、誰がその国を取ろうと（奪おうと）するのか。

## 2. 『為国之過』の全体構成

本文献は、「為国之過」という篇題のごとく、国を治める際の過失について、十五例を簡条書き風に列挙している。その多くが「～なるも、而れども……」という文型であり、はじめに理想の統治を掲げた上で、それが実現されない状態、問題となっている現状を説く。

では、以下、表を用いて『為国之過』全体の構成を整理しておきたい。○内の数字は、節の番号を示す。（ ）内は、筆者が補足説明を加えたものである。また、「実現されない状態、問題となっている現状」の部分では、「→」の記号を用いて、その内容を明確にしている。

〔表 『為国之過』全体構成〕

節	理想の統治	実際の状態, 問題となっている現状
①	上位者と下位者との和合, 上位者と民との和親。	法令が行われておらず, 下位者は勝手気ままな行動をし, 民は利益も損害も受けやすい。 → 和合, 和親が実現されていない。
②	士の適切な使役, 民の安定。	国の利益を当てる際に宜しきを失している(正しく用いていない)。
③	民が養いやすい状態。	国風(国の教化)を定めなくて, いたずらに法令や刑罰を行って, 民を養おうとする。 → 民はそれらから逃れるような行動を起こす。
④	民が和睦して一体となつてすすみ, 民が他のこと(余計なこと)を考えないようにする。	民が上位者を信頼する心を持たず, 安定せずに軽々しく変わってしまう。 → 民は動きやすく(勝手に行動し), 他のことを考えるようになる。
⑤	士卒が一致団結する。	労役が平等に行われていない。士卒は議論し, 賞罰は信用されず, 功績はたっとばれず, 労役した人は利益がない。 → 士卒は敵を遠ざけ, 危険を去り, 労役を避けようとし, 吏は多くの利益を得ようとする。(士卒の統率ができていない状態。為政者にも責任がある。)
⑥	国家が豊かに富み, 国家の重大事(戦争)があつても長く持久できる。	労役を重くしている。 → 民は為政者から距離を置く。 → 所有するものを示す者は損害を受け, 隠す者は利益を得る。 → 田地・家畜の成長・植物資源・備蓄・器物に損失があり, これら五者が損失すれば, 国家は貧しく, 重大事にも持久できず, 吏は多くの利益を得ようとする。 (国家が民の損益を理解できていない状態。結果的に国全体の大きな損失となる。)
⑦	吏が民の利益を取奪することがない。	民を使う体勢が乱れやすく, そうして大事に対応できず, 大事があつても恐れ, 吏は多くの利益を得ようとする。
⑧	吏の長官が勝手気ままな進退や禁令を行って, 自らが真っ先に多くの利益を得ようとする事がない。	その吏の長官の統治の過失を明らかにしていない(明確に把握していない)。 → その吏の長官は勝手気ままな進退や禁令を行って, 我先にと多くの利益を得ようとする。
⑨	吏が心正しく, 民が乱れた行動をしたり利益を求めることがない。	その吏の長官が正しい士であるかそうではないかには論及していない。 → 吏の長官は節度を守らず, 民は乱れる。

⑩	下位者が智恵を尽くし能力を尽くそうとする。	合っているものと合っていないものと、的中しているものと的中していないものとを知らない。 → 下位者は上位者のために智恵を尽くして能力を尽くすことがない。 (為政者が臣下の能力を的確に把握していない。上位者の問題。)
⑪	国の統治が強固である。	君主がたつとぶ対象は本来君主がたつとぶべき対象とは異なり、その富とする対象は国が富とする対象とは異なっている。 → その国は乱れ衰える。 (対象を誤っている状態。)
⑫	国徳が遠くに及ぶこと。(自国の勢力が他国に及ぶことを願っている。)	君主の士に対する驕り「士というものは我(君主)がいなければ地位が高く財物が豊富であることはできない。」 士の君主に対する驕り「国は我々士がいなければ安泰で強力な国であることはできない。」 → 君主は国を失うに至っても悟らず、士は飢寒に至っても前に進もうとしない。 (士も君主も驕った状態。自国と他国との敵対関係を想定。)
⑬		その望む所と端計(本来の計画)が互いに異なっている。城の規模によって財物を量ってその国を治めれば、端計を私的にする者はいなくても、人君が民を侵すという状況が財物でもってなされる(民から収奪する)ということが尽きない。もし城の規模によってこれを量れば、君主はその国を亡ぼしてしまう。 (経済面での失政。民の実情を知らず、城の大きさだけで財物をはかっている。)
⑭	国を長く保つこと。 万民が君主を尊敬し安心するという状態になるのは、君主が求めてこれ(民)を治めているから。万民の君としてしっかりと民を養うべき。	民から尊敬され安心されるように努力していない。
⑮	国を長く保つこと。 〈聖王明君の統治〉 ・他国を奪わないことに務める。 ・上下が和合し、民が上に親しめば、誰も国を奪取できない。 (負けない体勢をつくることを重視。)	「速失之道」を行う。そうなるのは過失に務めているから。 〈国を失う者の統治〉 攻撃を行う際には、他国を奪うことばかり考える。守備を行う際には、奪えないようにするのに務めない。

このように、本文には様々な要素が含まれており、国内の情勢について説かれているものが大きな比重を占めていることがわかる。そこで以下、君主・臣下・民の相互関係をどのように説いているのか、どのような背景をもとに記述されているのかについて考察し、本文の特質を明らかにしていきたい。

### 3. 『為国之過』の文献的特質

#### (1) 上・下・民の関係

本文では、しばしば上・下・民の相互の関係について言及する。上・下・民で表されているものもあれば、具体的な名称で述べられていることもある。ここでの「上」とは上位者すなわち君主、「下」とは下位者すなわち臣下を指し、「民」の語が個別に出てくることから、「下」と「民」とは厳密に分けられている。

本文で登場するのは、具体的には君・吏・吏大夫・士・士卒・民である。では、それぞれの立場について見ていきたい。

#### (上・下・民の関係)

①下の上に合し、民の上に親まんと欲するも、而れども法令行われず、其の下は得て進み易く、得て退き易く、其の民は得て利し易く、得て害し易きなり。故に其の下は道りて上に合する無く、民は道りて上に親しむる無し。

⑤国を有つの長久なるを欲するも、而れども速失の道を行ふ。其の然る所以は、過に務むるなり。何をか過に務むると謂わん。聖王明君の国を為むるや、奪うべからず<sup>に</sup>務む。夫れ奪うべからざるが故に人<sup>之</sup>を取るに務むる莫し。国を失する者の国を為むるや、奪うべからざるに務めず、而して奪うを察するに務め、不……□守戦。何をか奪うべからずと謂わん。聖王明君の国を為むるや、下上に合し、民上に親しみ、孰れか能く之を取らん。

①と⑤では、「上下の和合」と「上と民との和親」について説かれている。これらは冒頭と末尾の節であることから、理想の統治の形として想定されていたと考えられる。⑤では、「聖王明君」の統治を理想として掲げ、「上下の和合」と「上と民との和親」が実現されれば、他国から侵略されることはない<sup>と</sup>説く。

#### (上・下の関係)

⑩下の智を尽くし能を竭くさんと欲するも、而れども数しば<sup>しば</sup>以て合うと合わざると、中た

ると中たらざるとを知る無し。故に其の下 道りて上の為に智を尽くし能を竭くす無し。

- ⑫国徳の遠きに及ばんと欲するも、而れども其の士に驕りて曰く「士の我に非ざれば道りて貴富なる無し」と。其の士は其の君に驕りて曰く「国の士に非ざれば道りて安強する無し」と。其の君は国を失うに至るも悟らず、其の士は飢寒に至るも進まず。上下合せず、国徳……無く……

⑩では、為政者が臣下の能力を的確に把握していないという、上位者の問題を浮き彫りにしている。⑫では、士も君主も驕った状態であれば、君主は国が失われようとしている状態に気づかず、一方、士は国のために働こうとしないという事態に陥ることが説かれている。

#### (上・民の関係)

- ④民の和して勸み、与に它を慮うべからざらんと欲するも、而れども民は上を恃むの心無く、固からずして軽しく変ず。故に其の民は動き易く、与に它を慮うべし。

- ⑭国を有つの長久なるを欲するも、而れども其の民を尊安するに取る所以を務めず。万民の君有りて共に之に尊び之を安んずるや、求めて焉を治むるを得るなり。夫れ万民に君たりて狼を以て之を畜い、故に其れ……

④では、民に余計なことを考えさせないことを理想の統治としている。つまり、民が自国よりも他国に魅力を感じる事があってはならないことを説いているのである。民と上位者とは信頼関係を築く必要があり、それができなければ民は好き勝手に行動してしまう。また、⑭で説かれているように、民から尊敬され、民を安心させるような君主であればこそ、国を長く保つことができるのである。

以上のように、本文献では、上位者が下位者や民の実情に留意せねばならないということをしきりに説いていることがわかる。下位者に対しては、その能力を把握し、適切に統率できるようにし、それによって上下の和合が実現する。民に対しては、その心情を察知し、信頼関係を築くことの必要性を説き、それによって和親が実現するのである。

ここで注目しておきたいのは、「重利」についてである。本文献では、「重利」について以下のように説かれている。

- ⑤士卒の鞞りて睦ましく□□と欲するも、而れども其の人を勞佚せしむるは等しからず、等進……弁ずること无きに如かず、賞罰信ならず、功貴ばれず、勞利ならず。故に其の士卒は敵を遠ざけ危うきを去り勞を避くるを以て故と為し、其の吏は便ち以て重利を為す。

⑥国の富，大事有りて以て持久すべからんと欲するも，而れども以て使を厚くす。使を厚くすれば則ち民 相い隔たる。民 相い隔たるや，則ち有つ所の物見す者は病い，匿す者は利す。有つ所の物見す者は病い，匿す者は利すれば，則ち田疇に損い，畜長に損い，樹芸に損い，蓄積に損い，器□に損う。五者曲に損えば，則ち国は貧しく，大事有るも以て持久すべからず，其の吏は便ち以て重利を為す。

⑦吏の民利を獲ること母からんと欲するや，而れども其の民を使う所以の勢 茲れ易く，以て大事に応ずべからず，大事有るも必ず畏れ，其の吏は便ち以て重利を為す。

⑧其の吏大夫の進退禁令以て相い為し，驅して以て重利を為すこと母きを欲するや，而れども以て其の吏の治の失を審らかにする無し。故に其の吏大夫多く進退禁令以て相い為し，驅して以て重利を為す。

ここには「其の吏は便ち以て重利を為す」というような記述が見える。「重利」とは、多くの利益の意であり、これらの記述は、自己の利益を優先しようとする吏への対応策が必要であることを説いたものであると考えられる。吏は、民に最も近く接する下級の役人であるため、上位者の目をかいくぐるような行動も行う。従って、吏を的確にコントロールしていないと、吏はすぐさま己の利益ばかりを追いかけるようになるのである。『為国之過』の中に吏についての記述が多いことは、そうした事情を反映しているのではなからうか。

また、その影響を最も強く受けるのが民であり、民が不満や反発を覚えれば、国家そのものの存続が危ぶまれる。⑥にもあるように、民が為政者から距離を置くことになれば、結果的に国家は多大な損失を被ることになるのである。

このように、本文献は、民や吏といった下々の人々をどのように治めていくべきか、いかにして人民の心をつかんでいくかということが重要な課題として提示されている。これは、末端への統治が行き届きにくい現状を示しているものと思われる。

そこで想起されるのは、新出土文献の一つである「睡虎地秦墓竹簡」(以下、睡虎地秦簡)<sup>16)</sup>の『語書』や『為吏之道』という文献である。『語書』は南郡の長官が所轄の県・道へ通達した文書、『為吏之道』は地方の吏の心得を記したマニュアルであり、これらは秦の末端統治の状況を示すものである。ただ、そこでは、吏と民との癒着が問題となっている<sup>17)</sup>。これに対して『為国之過』では、あくまで為政者と吏・民との関係に力点が置かれている。その性質は異なるものの、為政者にとって吏への対策が不可欠であったことは、これらの文献から窺えることである。

## (2) 国家の存亡

では、『為国之過』においては、どのような背景をもとに記述されているのであろうか。

⑪国の治強なるを欲するも、而れども其の貴ぶ所は君の以て尊ぶ所に非ず、其の富む所は国の以て富む所に非ざるなり。故に其の国は乱れ弱る。

⑫其の君は国を失うに至るも悟らず、其の士は飢寒に至る。

⑬城を以て財物を量りて以て其の国を易<sup>おさ</sup>むれば、端計<sup>わたくし</sup>もて予する无き者なるも、而れども人君の民を侵す所以の者の財物を為すや<sup>つ</sup>央きず。如し城を以て之を量れば、而ち君以て其の国を亡ぼす。

⑭国を有つの長久なるを欲するも、而れども速失の道を行う。其の然る所以は、過に務むるなり。何をか過に務むると謂わん。聖王明君の国を為むるや、奪うべからずに務む。夫れ奪うべからざるが故に人 之を取るに務むる莫し。国を失する者の国を為むるや、奪うべからざるに務めず、而して奪うを察するに務め、不……□守戦。何をか奪うべからずと謂わん。聖王明君の国を為むるや、下 上に合し、民 上に親しみ、孰れか能く之を取らん。

これらは、国家の存亡が前提となっている記述である。上記の例では、為政者の統治に問題がある場合に、国を失うことがあるとされる。つまり、敵対国が周りにいるという状況下にあるのである。

⑤⑥⑦⑫⑮を見ると、明らかに敵国の存在が想定されており、⑥⑦に見える国家の「大事」とは、すなわち戦争を指すと考えられる。また、⑮からは自国と他国（敵国）との対峙の状況が窺える。ただし、ここでは敵国への積極的な進撃を促すような記述はなく、むしろ敵国を奪わないことに務めるように説く。そして、敵国が自国を奪取できない方法に務める、つまり負けない体勢をつくることこそが最も重要であるとされている。従って、『為国之過』は、戦争を前提とした実践的な兵法を説くものではなく、戦争に勝利するための国家の体勢を説く文献であり、「論政」に力点が置かれているものであると言えよう。

この点を明らかにするために、同じく「論政論兵之類」に編入された『務過』という文献を取り上げてみよう。この文献も、第三輯に収録予定の「篇題木牘」に篇名が見える12篇の一つであり、『為国之過』の次に配列されている。『務過』も『為国之過』と同じく、簡条書き風にかかれた文献である。

有国之務過。一曰、不知城之不可以守地。

二曰、不知治之不可為万民先者。

三曰、不知民之不可以応堅敵。

(国を有つ<sup>たも</sup>の過ちに務む。一に曰く、城の以て地を守るべからざるを知らず。

二に曰く、治の万民を為<sup>おさ</sup>むるをもて先とすべからざるを知らず。

三に曰く、民の以て堅敵に<sup>おさ</sup>んずべからざるを知らず。)

『務過』では、為政者が国を保つ際に、むしろ過失に務めている例を挙げている。その内容は、①城が地(自国)を守ることができないことを知らない、②統治のあり方が万民を治めることを優先していない(優先順位を知らない)、③民が堅敵に<sup>おさ</sup>んずべからざるを知らない、という三例である。ここでは明らかに戦争状態を前提とした記述となっており、「論兵」に力点が置かれている。

一方、『為国之過』では、戦争を前提としている記述があるものの、実践的な兵法や敵対国への<sup>おさ</sup>んずべからざる方法などについて具体的に書かれているのではなく、終始、国家の体勢や実情について説かれている。つまり、戦争に勝利するための前提として、国家の在り方や国内の安定が重要視されているのである。この点こそ、「論政論兵之類」における『為国之過』の特色ではないかと推察される。

## おわりに

以上、本稿では銀雀山漢簡『為国之過』について、基礎的な検討を行った。そこで明らかになったことは、本文献では実践的な兵法が説かれているわけではなく、国政の充実に重点を置いて説かれているということであった。とりわけ上位者と下位者・民との相互の関係が重視され、為政者の立場から人民の実情や心情を察知することの重要性が指摘されている。また、国家の「大事」として戦争が想定されており、自国と他国との対峙の状況が窺えるため、戦国期の状況を反映した文献ではないかと考えられる。

「論政論兵之類」全体に視野を拡大してみなければ確定的なことは言えないが、この『為国之過』のように失政・失敗を簡条書き風に列挙する文献が多いことを考慮すれば<sup>18)</sup>、これらは深刻な戦時状態を背景として、そのポイントをマニュアル化しようとしたものではなからうか。こうした点については、さらに「論政論兵之類」全体を対象として再検討してみることとしたい。

## 注

- 1) 銀雀山漢簡の発掘当時の状況とその後の経過については、岳南著・加藤優子訳・浅野裕一解説『孫子兵法発掘物語』（岩波書店、2006年）に詳しい。本書は、銀雀山漢簡の出土・解説・考証にあたった当時の関係者に取材し、発掘時の裏側を描いた歴史ドキュメンタリーである。
- 2) 『孫子』の成立については、浅野裕一「十三篇『孫子』の成立事情」（『島根大学教育学部紀要』第13巻、1979年）に詳しい。浅野氏はその後、銀雀山漢簡『孫子兵法』を底本とした訳注を発表している（浅野裕一『孫子』、講談社、1986年。のち1997年に講談社学術文庫として刊行）。また、湯浅邦弘『中国古代軍事思想史の研究』（研文出版、1999年）の序章では、銀雀山漢簡を含む、中国古代軍事思想史の先行研究がまとめられており、研究状況の詳細がわかる。
- 3) そのことは、浅野前掲書、湯浅氏前掲書、金谷治『孫臏兵法——もうひとつの『孫子』——』（筑摩書房、2008年。1976年刊行の金谷治『孫臏兵法』（東方書店）をもとに再編）などにおいても指摘されている。
- 4) 銀雀山漢墓竹簡整理小組の一員である呉九龍氏は、1985年に『銀雀山漢簡積文』（文物出版社）を刊行し、全竹簡の積文を掲載した。ただし、竹簡の写真図版は収録されておらず、発掘時につけられた番号順に竹簡が並んでいるという未整理の状態での公開であった。  
 そうした状況に対して、石井真美子氏は「銀雀山漢簡残簡について」（『立命館白川静記念東洋文字文化研究所紀要』第4号、2010年3月）にて、銀雀山漢簡の概要と残簡（第一輯に収録されていないもの）の状況を述べ、未整理の竹簡について分析を加えて整理を試みているが、第二輯の刊行直前に執筆されたものであるため、最新の情報ではない。
- 5) 第二輯の「論政論兵之類」の中で、『十陣』『十問』『略甲』『客主人分』『善者』『五名五共』『兵失』『将義』『将徳』『将敗』『将失』『雄牝城』『五度九奪』『積疏』『奇正』の15篇については、1975年版『孫臏兵法』にてすでに公開済みである（〔 〕内の文献名は、整理小組によって名付けられた仮称）。1975年版『孫臏兵法』では上記の文献は『孫臏兵法』下篇」とされていたが、その後、これらの文献には「孫子」の名称が見えないことや、『孫臏兵法』の一部であると断定できる根拠が不足しているなどの理由から、『孫臏兵法』とは分けられた。1975年版と第二輯とを比較すると、竹簡の配列や綴合が修正・変更されている箇所が少なくない。  
 なお、金谷氏前掲書『孫臏兵法——もうひとつの『孫子』——』は、1975年版『孫臏兵法』を全訳したものである。
- 6) 竹簡上の「等」の字には、≡（重文符号）が付されているため、重ねて読んでいる。
- 7) 竹簡上の「厚」「使」「民」「相」「隔」「所」「有」「□」「物」「見」「者」「病」「匿」「者」「利」の字には、≡（重文符号）が付されているため、重ねて読んでいる。
- 8) 整理小組による原注〔三〕に、「道、由也。」とあり、これに従って「道」を「よる」と読んだ。
- 9) 原注〔五〕に、「風、風化・教化。」とあり、ここではその解釈が妥当であると考えられることから、「国風」を国の教化と解釈した。
- 10) 「名数」とは、戸籍のこと。『史記』万国石伝に「元封四年中、関東流民二百万口、無名数者四十万。」、その『史記索隠』に「小顔云、無名数、若今之無戸籍。」とある。また『漢書』高帝紀に「民前或相聚保山沢、不書名数。」、その顔師古注に「名数、謂戸籍也。」とある。
- 11) 「連伍」とは行政区画に基づく人口配置。「連」は十家を一単位としたもの（伍を二つ組み合わせたもの）、「伍」は五家を一単位としたもので、いわゆる「連坐制」を指す。その用例として、『管子』乗馬に「方六里命之曰暴。五暴命之曰部。五部命之曰聚。聚者有市、無市則民乏。五聚命之曰某郷。四郷命之曰方。官制也。官成而立邑。五家而伍、十家而連、五連而暴、五暴而長、命之曰某郷。四郷命之曰都、邑制也、邑成而制事。」とある。
- 12) 原注〔七〕に、「〔呂氏春秋・行論〕、「不得以怪志為故。」、高誘注、「故、事也。」とあり、これに従って「故」を「こと」と読んだ。
- 13) 「重利」とは、多くの利益の意。その用例として、『史記』莊子列伝に「千金重利、卿相尊位也。」、『史記』田敬仲完世家に「吾因深結韓之親而晚承魏之弊、則可重利而得尊名也。」とある。
- 14) 原注〔七〕に「厚、重。使、役使。」とあることから、労役を重くするという意味で解釈した。

- 15) 原注 [一一] に「端計，始計，本来的打算。」とあり，端には「はじめ」の意味があるため，この解釈に従って「端計」を「本来の計画」と解釈した。
- 16) 睡虎地秦簡は，1975年に湖北省雲夢県の睡虎地において出土した竹簡である。墓主は，前217年に死亡した「喜」という人物であり，治獄（法律案件の審理）にたずさわった人物とされる。その内容は主に秦の法律文書であり，「喜」が職務を遂行する上で参照していた法律マニュアルであったと推定されている。
- 17) 睡虎地秦簡『語書』『為吏之道』については，湯浅氏の『中国古代軍事思想史の研究』（前掲書）に詳しい。本書第三部第二章「秦の法思想」では，『語書』中の「今法律令已に具わるも，而して吏民用いる莫く，郷俗淫失（佚）の民止まず。是れ即ち主の名法を法（廢）して邪避（僻）淫失（佚）の民を長ずるものなり。甚だ邦に害ありて民に便ならず。」の文を挙げ，「法律令が完備した現在，なお統治に支障を来しているのは，「吏民」がそれを遵守しないからであると指摘する。つまり，民を教導すべき吏が法律令を民に明示していない，或いは民と吏とが一体となってそれを遵守しないから依然として郷俗が改良されないと，吏と民とが一括して非難される。」と言い，民と吏の癒着の問題について述べている（305～306頁）。
- 18) 例えば，「論政論兵之類」の中で，將軍の素質上の欠点について述べる『将敗』や，將軍の失敗について説く『将失』は，「一に曰く，二に曰く，……」という形式で簡条書き風にかかれている。

## The whole structure and the philological features of *Weiguozhiguo* in the Yinqueshan Han Bamboo-Slips

Tomoko KUSANO

### Abstract

This thesis is written to discuss the philological features of *Weiguozhiguo* 為国之過, which is classified into *Lunzhenglunbingzhilei* 論政論兵之類 (many kinds of strategy of politics and military), a document in the Yinqueshan 銀雀山 Han 漢 Bamboo-Slips.

The Yinqueshan Han Bamboo-Slips is a Bamboo-slip excavated in 1972. Its contents are mainly ancient military strategy. After the *Yinqueshan Hanmu Zhujian 1* 銀雀山漢墓竹簡 (壹) which records *Sunzi Bingfa* 孫子兵法 and *Sunbin Bingfa* 孫臏兵法 was published, it took a while until the next *Yinqueshan Hanmu Zhujian 2* 銀雀山漢墓竹簡 (貳) was published in 2010. The *Weiguozhiguo* 為国之過 was open to the public for the first time in this volume. Faults that occur when ruling countries are itemized in this document. Such things as the way to keep the country safe, the mutual relationship between monarch, retainer and the nation, and military strategies are written specifically.

In this thesis, after looking through the contents of the document, the present writer would like to make the whole structure and the philological features of this document clear.

**Keywords:** the Yinqueshan Han Bamboo-Slips, *Weiguozhiguo*, *Lunzhenglunbingzhilei*, politics, tactics